

## おもてなし軽トラ広場参加規約

NPO 法人豊津小笠原協会（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、商品販売取引を行うにあたり、次のとおり乙は指定のおもてなし軽トラ広場参加申込書を提出する。

第1条 甲は、おもてなし軽トラ広場参加申込書にもとづき、乙をおもてなし事業者として指定する。

2 甲は乙に対して、本契約の定めに従い、甲が開発した商号、商標、マーク、企画等のノウハウ、及び運営方法等のルール（以下、「ノウハウ」、「ルール」という。）を使用、遵守して、統一的なイメージのもとにおもてなし事業を運営する権利（以下、「おもてなし事業権」という。）を付与する。

第2条 本契約におけるノウハウ、ルールとは、次の通りとする。

- ① 甲から乙に貸与されるマニュアル（以下、「マニュアル」という。）
- ② 普及活動、広告宣伝、販売方法は、乙に代わって甲が施設管理者と協議する。
- ③ おもてなし軽トラ広場での出店受付は甲が行う。
- ④ おもてなし軽トラ広場での販売は乙が行う。
- ⑤ 乙の販売商品には、乙が製造者、販売者名等を表記し、関係所管との協議も乙が行う。
- ⑥ 出店当日受付にて、乙は甲に対し参加1回につき寄付金1,000円を現金で支払う。
- ⑦ 農林産物、水産物、並び加工品や地域特産品等の出店内容は、甲、乙の協議により決める。
- ⑧ 雨天等で開催が困難な場合は、甲、乙の協議により当日の対応を決める。
- ⑨ 乙は、ノウハウの使用方法、運営のルールを遵守し、販売員にも遵守させなければならない。
- ⑩ 出店当日の売上は、販売活動終了後速やかに甲に報告する。

第3条 乙は、福岡県行橋市北泉3-3-3の丸和行橋サンパル店軽トラ広場にて、おもてなし軽トラ広場内店舗（以下、「店舗」という。）を設置する。

2 乙は、甲の指示に従い、乙の負担で、店舗、看板、販売商品等、乙の店舗位置、変更に関する一切の設置対応を行う。

第4条 乙は、甲の指示に従い、乙の負担で、店舗における備品を設置する。変更の場合も同様とする。

第5条 甲は乙及び販売者に対して、商品の販売に関する指導をノウハウとルールにもとづき実施し、かかるその技術を習得させるものとする。

第6条 乙は、本契約にもとづいて知り得た甲のノウハウ、ルールその他、秘密を厳に秘匿し、これを第三者に開示または漏洩してはならない。

第7条 乙は、マニュアルその他、甲より貸与もしくは提供受けた文章等を厳重に管理し、甲の書面による事前の同意が無い限り、第三者に閲覧させ、または譲渡、転貸してはならない。

第8条 乙は、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を甲の書面による事前の同意が無い限り、第三者に譲渡、貸与目的に供してはならない。

第9条 甲または乙が本契約に違反し相手方に損害を与えたときは、違反した当事者は、相手方にその損害の全額を賠償するものとする。

10条 乙は甲に対して、本契約が終了したときは、甲の商標・商号ノウハウ等の使用を直ちに止め、マニュアル、その他甲より貸与され、もしくは提供を受けた文章等はすべて甲に返却し、または甲の指示する方法により処分しなければならない。

11条 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、甲の本所所在地を管轄する裁判所とする。

12条 本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議の上、これを決定する。

以上、本規約を厳守する証として、乙は本書に記名捺印し、おもてなし軽トラ広場参加申込書とともに、甲のメールアドレス、または FAX 宛てに送信し、原本は出店当日受付に提出し、甲はそれを保管する。

平成 年 月 日

(甲)

福岡県京都郡みやこ町豊津2173-2

NPO 法人豊津小笠原協会

理事長 川上 義光

PC メールアドレス ogasawara0413@voice.oce.ne.jp

IP 電話・FAX (兼用) 050-3475-2465

(乙)

住所 :

団体・氏名 :

印

メールアドレス :

電話 :

FAX :

## 平成24年度第 回 「おもてなし軽トラ広場」参加申込書

申込者 事業所名又は個人名	
住所	〒 —
当日来場者 氏名（代表）	
連絡先	電話 （ ） — FAX （ ） — 携帯電話 — — 携帯メール
車両 軽自動車・黄色ナンバーのみ	車種 車両ナンバー
出品する物	① ② ③

私は、NPO 法人豊津小笠原協会の趣旨に賛同し申し込みを行います。

つきましては、次の事項を遵守し、健全な販売に努めることを誓約します。

- 1・出店者又は従事者は官報に公示された指定暴力団でないこと。
- 2・地域住民及び業者間で紛争等を起こさないこと。
- 3・地域住民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言動及び態度をとらないこと。
- 4・法令に違反するものを販売しないこと。
- 5・販売時間を厳守すること。
- 6・出店名義の又貸し等をしないこと。
- 7・販売が終わったあとは、清掃を行い、原状回復を確実にすること。
- 8・その他 NPO 法人豊津小笠原協会の指示に従うこと。

## 【 問合せ先 】

丸和行橋サンパル案内所

福岡県行橋市北泉3-3-3

電話 0930-22-0100

※ 添付書類 : 車検証の写し1通、営業許可書の写し1通（飲食関係、古物、その他許可が必要な品物）

※ 本申込書に掲載された個人情報、おもてなし事業実施の目的のみに利用します。